

番号	(3) .3.1
項目	大阪市の緑の量・緑被率はこれでよいのか？市民が健康で豊かな生活を送るためには、もっと緑を増やし、緑被率を高める必要があるのではないのでしょうか。
<p>(回答)</p> <p>これまで、本市では公園や街路などの公共空間の緑化や民有地の緑化の推進に努めてきましたが、既に市内全域が市街化されている状況を踏まえ、平成 25 年度に策定した「新・大阪市緑の基本計画」では、今ある緑の維持に努めながら、例えば屋上緑化など、都市の様々な空間での緑化を推進していくとしており、緑被率の目標設定を現状もしくはそれ以上となるよう努めていくこととしております。</p> <p>本市における今後のみどりのまちづくりの指標については、「みどりのまちづくり審議会」においてご審議いただいた上で、令和 7 年度中に策定予定の次期・緑の基本計画に反映してまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6600

番号	(3) .3.2
項目	予算の使い方はこれでよいのでしょうか？公園や公園樹・街路樹の維持管理費をもっと増やし、公園や樹木の生育保全につとめ、美しいまち・大阪にすべきではないでしょうか。
<p>(回答)</p> <p>公園樹や街路樹については、市民生活を支える都市インフラとして、安全性を確保しつつ、景観や快適性、環境保全にも寄与するなど、樹木の持つ機能や効用を最大限に発揮させるよう、事後保全型から予防保全型の維持管理に転換し、中長期的な視点で保全育成していくことをめざしております。</p> <p>具体的には、樹木の健全度などを把握するための点検・調査を定期的を実施し、その蓄積されたデータに基づき樹木の状態に応じて剪定や更新などの維持管理を行うなど、計画的な維持管理に取り組んでまいります。</p>	
担当	建設局公園緑化部緑化課 電話： 06-6615-6891

番号	(3) .3.3
項目	公園はだれのものでしょうか？一部民間企業の儲けの場ではなく、そこに住む市民が健康でうるおいのある生活を送るためのものであることを再確認すべきではないでしょうか。
<p>(回答)</p> <p>本市では、これまでも民間の柔軟な発想や優れたアイデアを活かしながら、公園利用者のサービス向上や公園の魅力向上を図るため、大規模公園において民間活力を導入した公園の管理運営を進めて参りました。</p> <p>指定管理者制度等の民間活力を導入している公園につきましては、公園が都市における貴重な緑の拠点であり、また近隣住民や地域にとって日常生活においても重要なオープンスペースであることなどを踏まえて維持管理・管理運営に努めております。</p> <p>今後とも、にぎわい創出とのバランスを図りながら、施設の良好な管理運営と各公園の特徴を活かした魅力向上に取り組むこととしております。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課（公園活性化担当） 電話：06-6615-6723

番号	(3) .3.4
項目	第3次『緑の基本計画』の策定の仕方はこれで良いのでしょうか。もっと市民の意見・要望を聞く取り組みを行い、市民本位の『緑の基本計画』にすべきではないでしょうか。
<p>(回答)</p> <p>次期・緑の基本計画は、「みどりのまちづくり審議会」においてご審議いただいておりますが、本審議会では有識者や経済界のほか、市民団体や市議員といった、市民を代表する方々に委員を務めていただいております、委員の皆様のご意見に基づき検討を進めているところです。</p> <p>また、令和7年度には、本市が定める「パブリック・コメント手続に関する指針」に基づき、次期・緑の基本計画（案）に対するパブリック・コメントを実施する予定であり、これにより市民の皆様のご意見を広く募集してまいりたいと考えております。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6600

番号	(1)
項目	<p>2024年度の街路樹の伐採計画を早期に明らかにし、公表してください</p> <p>大阪市の「安全対策事業」の名による樹木の伐採計画は、公園樹については2023年度末まで、街路樹については2024年度末までとなっています。従って、2024年度の街路樹の伐採計画について、市民・住民が十分対応できるよう早急に、伐採樹木の場所と伐採理由を公表してください。</p> <p>建設局緑化課の回答は「検討中」と言うばかりで、一向に2024年度計画が明らかになりません。これでは住民が対応できません。</p>
	<p>(回答)</p> <p>今年度に予定しております街路樹の安全対策事業の対象につきましては、現在調査中のため、対象樹木を確定次第、実施予定箇所並びに、1本ごとの撤去理由を記載した対象樹木一覧表を市のホームページにて公表する予定です。</p>
担当	建設局公園緑化部緑化課 電話：06-6615-6891

番号	(2)
項目	<p>伐採計画については住民に説明し、住民の声・意見を聞く場を設けてください</p> <p>2023年度の伐採では、伐採樹木に張り紙をするだけで実施され、住民は樹が伐られてから初めて知り、“何でこの樹が切られるの？”“緑を確保する視点でぜひ残してほしい”という声があがる事例が市内のあちこちでありました。</p> <p>こうした事態が起こらないよう、今期は伐採計画について早急に住民に知らせ、それに対する住民の声・意見を聞く場を設けてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>公園樹街路樹の安全対策事業に関する市民の方々への周知、説明については、地域活動協議会への周知を全区で行うとともに、必要に応じて、その他の地域団体にも説明を行うなど、きめ細やかな周知に努めてまいります。</p> <p>また、ホームページにおいても、本事業の趣旨・目的に加え、1本ごとの撤去理由などをまとめた対象樹木一覧表を掲載するとともに、現地の対象樹木へ工事着手の約1ヶ月前から貼り紙を行うなど、日頃、公園や道路を利用される皆様にも事前に周知できるよう取り組んでまいります。</p> <p>今後も引き続き、本事業の必要性や実施内容につきまして、市民の皆様の理解が深まるよう、より丁寧な説明に努めながら進めてまいります。</p>	
担当	建設局公園緑化部緑化課 電話：06-6615-6891

番号	(3)
項目	<p>公園樹・街路樹のこれ以上の伐採はしないでください</p> <p>安全対策事業による樹木の伐採計画は、公園樹 7,000 本、街路樹 12,000 本です。ところで、これまでの伐採本数は、建設局緑化課の報告によれば 2022 年度末で公園樹 5,140 本 (73%)、街路樹 11,404 本 (95%) に達しています。これに 2023 年度の伐採本数を加えれば、公園樹については 100% 近くなるとともに、街路樹については 100% を大幅に超えることが予想されます。</p> <p>従って、そのようなことにならないよう貴重な緑を残すために、公園樹・街路樹のこれ以上の伐採はやめてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>公園樹街路樹の安全対策事業は、市民の安全・安心を目的とし、日常の維持管理では、道路・公園の安全性と快適性を維持できなくなった樹木を対象に、撤去・更新を行っており、樹木の健全な育成を促す空間を確保しつつ、将来の生育を考慮した上で、可能な限り植え替えを行っております。</p> <p>今後も引き続き、市民の皆様に、本事業の必要性と実施内容を、丁寧に説明しながら事業を進めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	
担当	建設局公園緑化部緑化課 電話： 06-6615-6891